

第30号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）7月29日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教員特殊業務手当の額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,200円」を「8,000円」に、「6,400円」を「16,000円」に、「日額 3,000円」を「日額 7,500円」に、「1,700円」を「4,700円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。